

## 成蹊大学短期留学に関する取扱要領

制 定 平成3年2月6日  
学部長懇談会  
最新改正 2015年6月3日  
大学運営会議

(趣旨)

- 1 成蹊大学学則第31条第2項に規定する短期間の留学（以下「短期留学」という。）については、この要領の定めるところによる。

(目的)

- 2 短期留学は、外国の大学においてその自然、文化、社会、科学、言語等に関する知識を修得させ、併せて学生及び市民との交流を通して豊かな国際感覚を養わせることを目的とする。

(計画の立案及び実施)

- 3 短期留学の計画は、成蹊大学国際教育センター（以下「センター」という。）が立案し、各学部教授会の議を経て、学長が実施する。

(出願手続)

- 4 短期留学を希望する学生は、所定の期日までに出願書類をセンターに提出しなければならない。

(選考及び決定)

- 5 学長は、センターの選考に基づき短期留學生を決定し、当該学生が所属する学部へ通知する。

(費用の納入)

- 6 短期留学を許可された者は、所定の期日までに必要な費用を納入しなければならない。

(修得単位の認定)

- 7 各学部教授会は、学生が短期留学により履修した授業科目のうち相当と認めたものについて、本学で修得すべき授業科目の単位として認定することができる。

(要領の改廃)

- 8 この要領の改廃は、大学運営会議の議を経て、学長が決定する。

附 則 (略)